

よくある質問

○新たな「土砂災害が発生するおそれがある箇所」について

Q 新たな「土砂災害が発生するおそれがある箇所」とは何ですか？

A 近年の測量技術の向上により得られた高精度な地形情報で危険な箇所を抽出し、その抽出した箇所を現地で遠方から目視確認の上、選定したもので、土砂災害が発生するおそれがあると想定される箇所です。

Q 新たな「土砂災害が発生するおそれがある箇所」となった場合、今後どうなるのでしょうか？

A 土砂災害防止法に基づく詳細な調査を行い、土砂災害警戒区域等に指定します。ただし、詳細な調査の結果、急傾斜地（傾斜度が30°以上かつ高さ5m以上）等に該当しないことが判明した場合は、指定しません。

Q 新たな「土砂災害が発生するおそれがある箇所」の範囲内では何か規制が生じますか？

A 規制はありません。ただし、詳細な調査を行い、土砂災害警戒区域等に指定した後は、区域に応じた規制が生じます。

○詳細な調査について

Q 自宅が新たな「土砂災害が発生するおそれがある箇所」にかかっている場合、調査はいつになりますか？

A 山口県砂防課、又は各市町を管轄する土木建築事務所へお問い合わせください。

Q 詳細な調査では、どのようなことをするのですか？

A 地形を確認するための簡易な測量や保全対象となる人家の確認などを行い、調書を作成します。その際、敷地に立ち入らせていただくことがあります。

Q 詳細な調査に個人の費用負担はありますか？

A 住民の方に費用を負担していただくことはありません。もし不審な連絡があった場合は、山口県砂防課へご連絡ください。

○土砂災害警戒区域について

Q なぜ土砂災害警戒区域等指定が必要なのですか？

A 土砂災害が発生するおそれがあると認められる土地の区域を明確にすることで、住民の的確な避難に役立ててもらい、地域防災計画等の避難体制の整備を図る、一定の開発行為等を規制するためです。

Q 今回公表する箇所や、すでに土砂災害警戒区域等に指定された箇所以外は安全ですか？

A それら以外の箇所でも災害が起きる可能性があります。大雨時は気象庁から発表される防災気象情報に応じた避難行動をとるようお願いします。

○箇所の確認方法について（山口県土砂災害ポータル）

Q 自宅が新たな「土砂災害が発生するおそれがある箇所」にかかっているかは、どうすれば確認できますか？

A 山口県土砂災害ポータルで確認できます。

URL <https://d-keikai.pref.yamaguchi.lg.jp/Top.aspx>

不明な点等ありましたら、山口県砂防課、又は各市町を管轄する土木建築事務所へお問い合わせください。

Q 新たな「土砂災害が発生するおそれがある箇所」と山口県土砂災害ポータルに示されている「新たな調査箇所」は違うのですか？

A 同じ箇所です。凡例では、『新たな「土砂災害が発生するおそれがある箇所」』を簡略化し、『新たな調査箇所』と表記しています。

Q 山口県土砂災害ポータルで示されている「新たな調査箇所」の範囲は何を表していますか？

A 急傾斜地の崩壊や土石流が発生した際に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の範囲（土砂災害警戒区域が指定されると想定される範囲）を示しています。

○その他

Q 自宅が新たな「土砂災害が発生するおそれがある箇所」にかかっている場合、どうすればいいですか？

A 普段から避難先や防災気象情報の入手方法、防災グッズ等を確認してください。
大雨時は気象庁から発表される防災気象情報に応じた避難行動をとるようお願いします。

Q 不明な点があれば、どこに問い合わせればいいですか？

A 山口県砂防課、又は対象個所のある市町を管轄する土木建築事務所へお問い合わせください。

○山口県砂防課砂防保全班 083-933-3763

○岩国土木建築事務所企画調査室 0827-29-1536

管轄：岩国市、和木町

○柳井土木建築事務所企画調査室 0820-22-0717

管轄：柳井市、上関町、田布施町、平生町、周防大島町

○周南土木建築事務所企画調査室 0834-33-6486

管轄：周南市、下松市、光市

○防府土木建築事務所企画調査室 0835-22-0856

管轄：防府市

○防府土木建築事務所山口支所 083-922-2869

管轄：山口市

○宇部土木建築事務所企画調査室 0836-21-7312

管轄：宇部市、山陽小野田市

○宇部土木建築事務所美祢支所 0837-52-1105

管轄：美祢市

○下関土木建築事務所企画調査室 083-223-7106

管轄：下関市

○長門土木建築事務所企画調査室 0837-22-5319

管轄：長門市

○萩土木建築事務所企画調査室 0838-22-0097

管轄：萩市、阿武町